

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、浜松ホトニクス株式会社と称し、英文では、HAMA
MATSU PHOTONICS K. K. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むを以て目的とする。

1. 電磁波機器、通信機器、医療機器等の研究、試作、製造及び販売。
2. 前号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を浜松市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他や
むを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、
日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1,000,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の
決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株
式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができな
い。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手續、株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに招集する。

- ② 当会社の株主総会は、静岡県浜松市又はこれに隣接する地にて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(議 長)

第14条 当会社の株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(選 任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(員 数)

第19条 当会社の取締役は20名以内とする。

(任 期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第24条 当会社の取締役会に関する事項については、法令又は定款に定

めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(相談役及び顧問)

第27条 当会社は、取締役会の決議をもって、相談役及び顧問若干名を定めることができる。

第5章 監査役及び監査役会

(選 任)

第28条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(員 数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(任 期)

第30条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第31条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合はその期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第33条 当会社の監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(転換社債の転換と配当)

第39条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当については、転換請求が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 前項による配当には、利息をつけない。

令和6年10月1日改正